

改正

平成 八年 四月 一日規則第二七号
平成一一年 四月 一日規則第五三号
平成一二年 四月 一日規則第七一号
平成一二年一二月二一日規則第一三四号
平成一五年 四月 一日規則第四三号
平成一五年 七月 四日規則第六三号
平成一五年一〇月 七日規則第六六号
平成一六年 四月 一日規則第二〇号
平成一六年 七月 一日規則第四九号
平成一七年 三月二二日規則第一四号
平成一七年 四月 一日規則第五四号
平成一七年 九月二九日規則第八一号
平成一八年 九月二九日規則第七〇号
平成一九年 三月一五日規則第九号
平成一九年 四月 一日規則第三六号
平成一九年一〇月 一日規則第八六号
平成二四年 九月二七日規則第六九号
平成二五年 三月二五日規則第一九号
令和 元年 七月 四日規則第三二号
令和 三年 三月二五日規則第三二号

広島県福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

広島県福祉のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県福祉のまちづくり条例（平成七年広島県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(公益的施設)

第三条 条例第二条第一号の規則で定める公益的施設は、別表第一のとおりとする。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定するもの及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四百三十三條第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成しているものを除く。

(共同住宅等施設)

第四条 条例第二条第二号の規則で定める共同住宅等施設は、別表第二のとおりとする。

(複合施設)

第五条 条例第二条第三号の規則で定める複合施設は、別表第三のとおりとする。

(道路等施設)

第六条 条例第二条第四号の規則で定める道路等施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。以下「道路」という。）
- 二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園
- 三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第九号の三に規定する緑地
- 四 その他公園に類すると知事が認める施設

(公共交通機関)

第七条 条例第二条第五号の規則で定める公共交通機関は、別表第四のとおりとする。

(適用施設整備基準)

第八条 条例第十一条第二項の規則で定める適用施設整備基準（以下「適用施設整備基準」という。）

- のうち、公益的施設、共同住宅等施設及び複合施設に係るものは、別表第五第一のとおりとする。
- 2 適用施設整備基準のうち、道路等施設に係るものは、別表第五第二のとおりとする。
 - 3 別表第五第一及び第二の上欄に掲げる項目の整備基準は、下欄に掲げるところによるものとする。

(適用施設の建築等の協議)

第九条 条例第十四条第一項（条例第十六条において準用する場合を含む。）の協議は、別記様式第一号の適用施設建築等（変更）事前協議書（以下「事前協議書」という。）を提出して行うものとする。

- 2 前項の協議の対象となる施設が公益的施設（別表第一の路外駐車場等を除く。）、共同住宅等施設又は複合施設（以下これらの施設を「特定施設」という。）である場合は、事前協議書に、

別記様式第二号の適用施設整備調書及び次に掲げる図書を添付するものとする。

- 一 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近の見取図
 - 二 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、主要な道路等の位置及び幅員、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、主要な出入口の位置及び幅員、駐車区域並びに車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が乗車する自動車を主として駐車するための区画（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）の位置及び幅員を明示した配置図
 - 三 縮尺、方位、間取り、各居室の用途、床の高低、建築物の出入口及び各居室の位置並びに主要部分の寸法を明示した各階の平面図
- 3 第一項の協議の対象となる施設が別表第一の路外駐車場等である場合は、事前協議書に、次に掲げる図書を添付するものとする。
- 一 前項第一号に掲げるもの
 - 二 縮尺、方位、駐車区域、車いす使用者用駐車区画の位置及び幅員並びに駐車場に接する道路の位置及び幅員を明示した配置図
 - 三 駐車区画の区画割及び区画その他の主要部分の寸法を明示した平面図
- 4 第一項の協議の対象となる施設が道路又は第六条第二号から第四号までに掲げる施設（以下「公園施設」という。）である場合は、事前協議書に、次に掲げる図書を添付するものとする。
- 一 第二項第一号に掲げるもの
 - 二 縮尺、方位、境界線その他の主要部分の寸法を明示した平面図、縦断図及び横断図（事前協議を要しない適用施設）

第十条 条例第十四条第一項ただし書の規則で定める適用施設は、次に掲げるものとする。

- 一 別表第一の物品販売業を営む店舗等又は飲食施設で、不特定かつ多数の者が利用する部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
 - 二 別表第一の遊技場又はスポーツ及びレクリエーション施設で、不特定かつ多数の者が利用する部分の床面積の合計が五百平方メートル未満のもの
 - 三 別表第一の路外駐車場等で、駐車区域の床面積の合計が五百平方メートル未満のもの
 - 四 別表第二の共同住宅等で一棟当たりの戸数又は室数が五十以下のもの
 - 五 別表第二の事務所及び工場で床面積の合計が三千平方メートル未満のもの
 - 六 別表第三の公益的施設又は共同住宅等施設が複合的に存在する施設で床面積の合計が三千平方メートル未満のもの
- （適合通知）

第十一条 条例第十五条第一項の通知の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

(適用施設の建築等の内容の軽微な変更)

第十二条 条例第十六条の規則で定める軽微な変更は、適用施設整備基準の適用箇所の位置、形状及び寸法の変更を伴わないものとする。

(工事の完了の届出)

第十三条 条例第十七条の届出は、別記様式第四号の適用施設建築等工事完了届により行うものとする。

(適合証)

第十四条 条例第十八条第二項及び第二十二条第四項の適合証の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

(立入調査証)

第十五条 条例第二十条第二項の証明書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

(協議を要しない法人)

第十六条 条例第二十一条の規則で定める法人は、次に掲げるものとする。

- 一 国立大学法人
- 二 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 三 独立行政法人国立病院機構
- 四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 五 独立行政法人都市再生機構
- 六 独立行政法人水資源機構
- 七 日本下水道事業団
- 八 県及び県内の地方公共団体が設立した下水道公社、住宅供給公社、土地開発公社及び道路公社
- 九 前各号に掲げるもののほか、知事が認めるもの

(既存施設の適合証の交付申請)

第十七条 条例第二十二条第四項の申請は、別記様式第七号の適用施設整備基準適合証交付申請書(以下「適合証交付申請書」という。)を提出して行うものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、前項の申請について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条から第十七条までの規定は、平成八年四月

一日から施行する。

附 則（平成八年四月一日規則第二七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年四月一日規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年四月一日規則第七一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一二月二一日規則第一三四号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一五年四月一日規則第四三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年七月四日規則第六三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月七日規則第六六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年四月一日規則第二〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年七月一日規則第四九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月二二日規則第一四号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年四月一日規則第五四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年九月二九日規則第八一号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年九月二九日規則第七〇号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月一五日規則第九号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条中第十六条の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の広島県福祉のまちづくり条例施行規則別表第五第一第二項2(一)ただし書及び2(二)ただし書の規定は、平成十九年六月十九日までの間は適用せず、整備基準のうち通路に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年四月一日規則第三六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月一日規則第八六号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年九月二七日規則第六九号)

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月二五日規則第一九号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月四日規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月二五日規則第三二号)

この規則中第一条の規定は交付の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。